令和４年度　第２回
八代市国民健康保険運営協議会

会　　議　　録

八代市健康福祉部国保ねんきん課

【日　　時】 令和５年２月８日（水）午後２時～午後４時

【場　　所】 八代市役所　　３０２会議室

【出席委員】

会長	徳田　武治
副会長	掛樋　洋子
被保険者代表委員	佐伯　きよみ
〃	松本　秀美
〃	堀口　佳寿代
保険医・薬剤師代表委員	大柿　悟
〃	高田　博樹
公益代表委員	上村　耕治
〃	松本　章
被用者保険等保険者代表委員	上塚　恭司

【欠席委員】

被保険者代表委員	本島　磧哉
保険医・薬剤師代表委員	松本　展武
〃	澤田　一昭
被用者保険等保険者代表委員	冨田　和典

【事務局】

健康福祉部部長	丸山　智子
健康福祉部次長	白川　健次
国保ねんきん課課長	西田　裕一
国保ねんきん課課長補佐	藤澤　智博
国保ねんきん課医療給付係長	山田　卓
国保ねんきん課保険税係長	上野　洋平
国保ねんきん課保険税係主事	永本　沙耶香
国保ねんきん課後期高齢者医療係長	北田　剛
納税課長	坂井　宏全
健康推進課長	森田　克彦
健康推進課成人健診係長	小島　泰子

敬称略

会場配置図

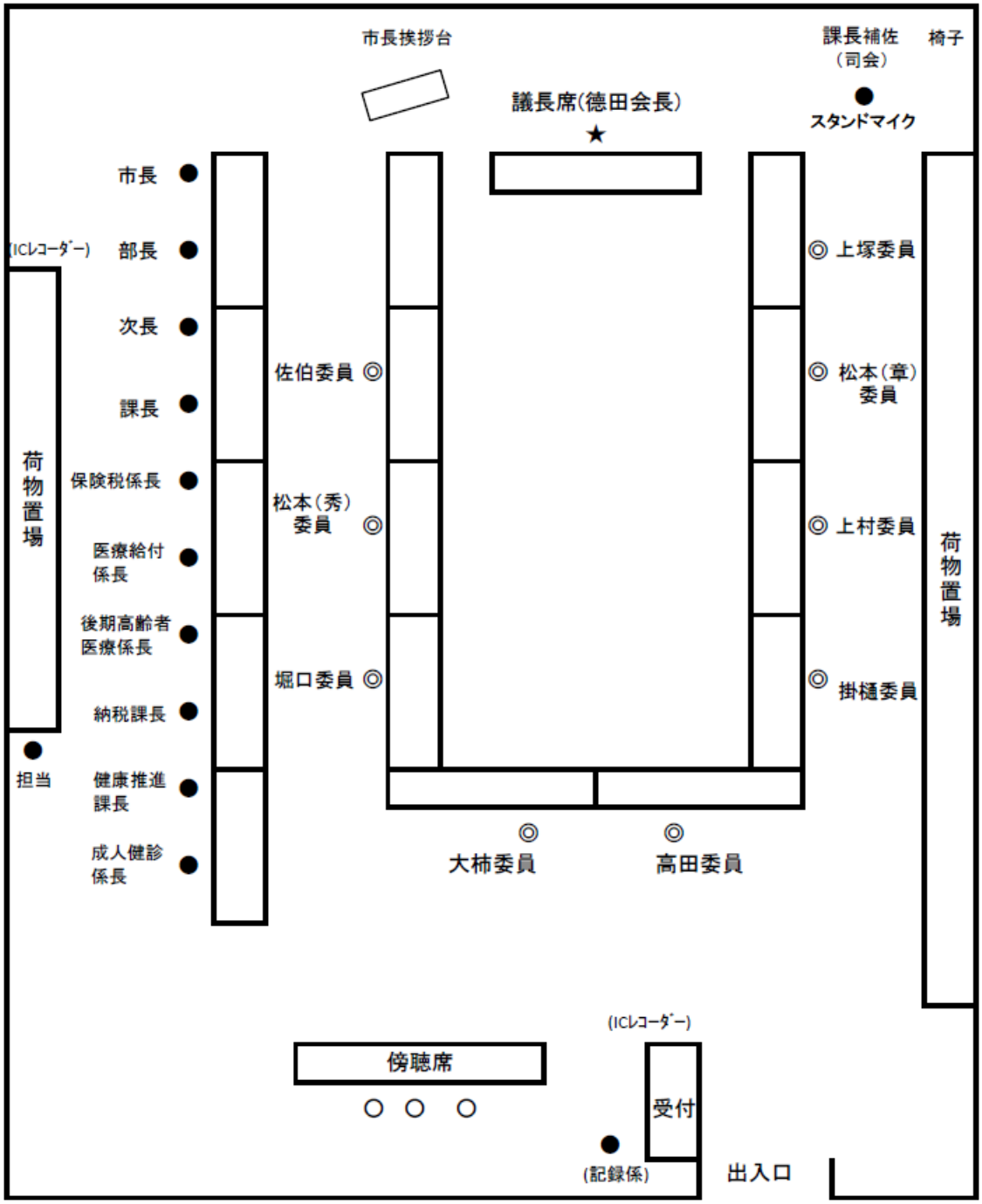
市長挨拶台
課長補佐
（司会）
椅子
議長席(徳田会長)
スタンドマイク
市長
部長
次長
課長
保険税係長
医療給付係長
後期高齢者医療係長
納税課長
健康推進課長
成人健診係長
(ICレコーダー)
荷物置場
担当
佐伯委員
松本（秀）委員
堀口委員
◎ 上塚委員
◎ 松本（章）委員
◎ 上村委員
◎ 掛樋委員
荷物置場
◎ 大柿委員
◎ 高田委員
(ICレコーダー)
傍聴席
受付
(記録係)
出入口

【公開状況】　公開

【傍聴者数】　０名

【所 管 課】　国保ねんきん課　保険税係（内線２１６９）

【会 次 第】　１．開　　会
２．会　の　成　立
３　市　長　挨　拶
４．会　長　挨　拶
５．議　　事

（１）報　告

① 令和５年度八代市国民健康保険事業運営計画（案）について
② 令和５年度八代市国民健康保険特別会計予算（案）について
③ 令和５年度国民健康保険制度改正について（予定）
④ 国民健康保険特別会計の収支見通しについて
⑤ 新型コロナウイルス感染症への対応状況について

６．閉　　会

【資　　料】　令和４年度第２回八代市国民健康保険運営協議会 他
（別紙参照）

【発言内容】

〇開会宣言：国保ねんきん課長補佐

定刻になりましたので、只今より、「八代市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。それでは、レジュメ１ページの次第に沿って進めさせていただきます。

〇会の成立：国保ねんきん課長補佐

それでは、「会の成立」についてご報告いたします。

八代市国民健康保険条例施行規則第５条により、「委員定数の過半数の出席により、協議会を開くことができる」となっております。本日は、委員定数１４名のうち１０名のご出席をいただいておりますので、この会が成立することを報告致します。

続きまして、中村市長よりご挨拶を申し上げます。

〇市長挨拶：市長

皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、八代市 国民健康保険運営協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より、本市の国民健康保険事業をはじめ、市政全般に、多大なるご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

また、昨年１１月には、令和５年度の国民健康保険税につきまして将来にわたる、本市の国民健康保険事業の健全な制度運営を確保するため、税率等の据え置きついて、ご了承いただくとともに、基金の積み立てにつきましても、ご意見をいただき、改めて御礼申し上げる次第でございます。

ご承知のとおり、本市の国民健康保険におきましては、医療費の総額は、横ばいで推移する見込みでありますが、被保険者数につきましては、高齢者世代の後期高齢者医療への移行や社会保険適用拡大によって、減少が続いており、今後は、税収の減少が想定されるなど、更に厳しい財政状況になることが予想されております。

本市といたしましては、被保険者の皆様が、安心して医療を受けることができるよう、安定的な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様におかれましては、引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日は、令和５年度の事業運営計画案や予算案をはじめ、令和５年度の制度改正、国民健康保険特別会計の収支見通しなどについて、ご報告する予定でございます。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場で、様々な視点から、忌憚のないご意見・ご提言をいただきますよう、お願い申し上げます。

そしてまた、コロナの減少傾向にはございますけども。まだまだという状況であるかと思います。そして、インフルエンザがまた流行りだしているような話もお聞きしますので、引き続き感染予防対策をとっていただければというふうに思っておりますので、これについてもどうぞよろしくお願いいたします。本日は、大変お世話になります。

〇国保ねんきん課長補佐

ありがとうございました。

委員の皆様には大変恐れ入りますが、中村市長は、公務の都合によりまして、ここで退席させていただきます。（市長、退席）

〇会長挨拶：国保ねんきん課長補佐

続きまして、会長よりご挨拶のほどよろしくお願いいたします。

〇会長挨拶：会長

皆様こんにちは。会長を仰せつかっております徳田でございます。

議事に入ります前に一文ご挨拶を申し上げます。私達は国保運営協議会の委員として、八代市の国民健康保険事業の円滑な運営の一助となるように努めていかなければならないと考えておるところでございます。さて、本日は事務局から令和５年度事業計画や制度改正などについての報告がされることになっております。市長の挨拶にもありましたとおり、委員の皆様方の積極的なご意見をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ですけど挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〇進行交代：国保ねんきん課長補佐

ありがとうございました。

つづきまして議事にはいりますが、八代市国民健康保険条例施行規則の第４条に「会長は、会議を招集し、会議の議長となる。」とありますので、これからの議事進行につきましては、会長に引き継がせていただきます。会長よろしくお願いします。

〇会長

はい。承りました。

それでは、審議に入ります前に、本日の署名委員を指名させていただきます。

署名委員は、会議録作成後その内容を確認し、署名・押印をしていただきます。

松本　秀美（マツモト　ヒデミ）委員、上村 耕治（ウエムラ　コウジ）委員にお願い致します。よろしくお願いいたします。

〇議長：会長

それでは、最初に「令和５年度八代市国民健康保険事業運営計画（案）について」となっております。事務局より説明をお願いします。

〇国保ねんきん課長

皆様こんにちは。国保ねんきん課課長の西田でございます。座って説明させていただきます。それでは、「令和５年度八代市国民健康保険事業運営計画（案）」についてご説明いたします。資料１をお願いいたします。

開いていただいて、1ページをお願いいたします。「Ⅰ．計画の趣旨」でございます。

ここは、１１月にご説明しました事業実績報告と重複する部分が多いですので、省略させ

ていただき、変更部分は各目標の中でご説明させていただきます。

２ページをお願いいたします。ここには６つの重点目標ごとの今年度の事業項目を記載しておりますので、その中で主要な部分についてご説明いたします。

３ページをお願いいたします。「１．被保険者資格の適正化」でございます。

国保事業の運営にあたっては、被保険者資格の適用対象の把握が重要であり、（1）から（４）に記載のとおり、国民年金の資格喪失一覧表を活用した、国保の加入・脱退の勧奨通知の発送等による被保険者資格の適正化や、外国人に対する被保険者資格の適用適正化、居所不明者の実態調査を行なうなど、被保険者資格の適用適正化に努めて参ります。

４ページをお願いします。「２．財政の健全化」でございます。

（1）の適正賦課については、国保の恒常的な安定運営のためには、適正な賦課を確保する必要があります。①～④にありますとおり、市民税課と連携を取りながら、被保険者の所得を把握し、賦課漏れを無くすとともに、未申告者に対する申告勧奨も行ってまいります。

（2）国保税率については、国保の都道府県化に伴い、県から国保事業を運営するに必要な標準保険料率が示されますが、それを参考に将来にわたって国保財政の健全化維持を考慮し、各市町村で税率設定を行うとなっております。

本市におきましては、令和２年度に累積赤字は解消されたものの、被保険者数の減少に伴う税収の減、国保被保険者の高齢化や医療の高度化に伴い、一人当たりの医療費の増が見込まれる状況から、昨年１１月の第１回運営協議会において、保険税率の据え置きについて諮問させていただきましたところ、「将来にわたって健全な国民健康保険制度を確保するためには、保険税率の据え置きは妥当である。」、また、「国民健康保険財政の基盤強化及び安定運営のために、基金の積み立てを検討されるよう要望する。」との答申をいただきました。この答申を踏まえ、また、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症の影響や後期高齢者医療制度、介護保険制度への負担金の見通しを考慮し、検討した結果、令和５年度は保険税率を据え置き、今後の急激な医療費増や国保事業納付金の負担金増に対応するために基金を積み立てたいと考えております。

なお、基金の積み立てについては、今年度の３月議会に前年度黒字分相当の３億５千万円の補正予算案を上程し、審議される予定でございます。

続きまして、５ページをお願いします。（3）収納（滞納）対策についてでございます。令和３年度末現在の滞納累計額は約７億５千７百万円となっております。令和２年度末では約８億円でしたので、５千万円近くは減少しております。今後も滞納者の実態の分析等を行い、個別指導の強化を図りながら収納率向上のための取組みを実施いたします。納税課におきましては①～④の滞納処分を強化するほか、国保ねんきん課では、⑤短期の保険証交付、資格証明書の交付により滞納者との接触の機会を図ることや、⑥保険給付側から

のアプローチを行ってまいります。
収納率は表にありますとおり、順調に上昇しておりますが、令和５年度は前年度の収納率を上回る数値を目標としております。
　飛ばしまして、次に、６ページをお願いします。「３．保健事業の充実」でございます。
第２期データヘルス計画及び第３期特定健診等実施計画に基づいて、保健事業を実施いたします。なお、これらの計画は令和５年度中に次期計画を策定することになっており、策定にあたりましては運営協議会でのご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、その際はよろしくお願いいたします。
　現在の計画においては、健康推進課が実施いたします「特定健康診査、特定保健指導」を重点事業として位置付け、健診受診率６０％を目標に、生活習慣病の発症予防と重症化予防を中心とした事業を行います。
（１）をお願いします。特定健康診査、特定保健指導において、平成２８年度から実施しております「ワンコイン特定健診」に、心電図等の検査項目の追加により健診内容の充実を図ります。さらに、医療機関と連携し「特定健診同等検査情報提供事業」を実施し、特定健診の受診率向上及び特定保健指導の実施率向上を目指します。
　また飛ばしまして、９ページをお願いいたします。
（３）その他の保健事業等でございます。
高齢者支援課、健康推進課、国保ねんきん課では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を令和４年度から開始しております。
令和４年度は市内２圏域で実施しましたが、令和５年度は全圏域の６圏域で実施予定でございます。
　その下、健康推進課では、健康に関する情報提供をキャラクターを活用し、ホームページやSNS等により周知いたします。
　また、国保ねんきん課でも医療費の現状を中心とした出前講座を実施いたします。
　続きまして、１０ページをお願いします。「４．医療費適正化対策」でございます。
増大する医療費の適正化を図るための取組みを行っております。まず、（１）の特定健診・特定保健指導の受診率向上対策では、利便性の向上として、①受けやすい健診体制の充実を図ること、②国保人間ドック・脳ドックで特定健康診査を実施すること、③個人で実施の人間ドック受診者からの情報提供を受け、特定健診受診とみなす人間ドック情報提供事業を実施いたします。
　また、未受診者対策の強化として、④新たに健診対象となる40歳の自己負担の無料化及び、⑤健診未申込者に対し、特定健診の受診券や特定健診同等検査情報提供等の送付を実施します。

また、周知啓発活動の強化、関係機関との連携を図り、特定健診の受診率向上を目指します。

次に、（２）糖尿病等重症化予防対策ですが、①特定健診の結果より、糖尿病等の重症化の危険性の高い者を抽出し重症化予防の保健指導を医療機関と連携し実施します。②早期腎症を発見するために、高血糖者を対象に微量アルブミン尿検査を実施します。

１１ページをお願いいたします。

（３）ジェネリック医薬品の普及啓発・使用促進については、本市のジェネリック医薬品の使用割合は現時点では、８０％を超えておりますが、引き続き使用割合の向上を目指し、①ジェネリック医薬品希望シールの配布や②利用差額通知の送付などの取組を実施して参ります。

飛ばしまして、１２ページをお願いします。（６）人間・脳ドック助成事業でございますが、令和５年度も引き続き１３の医療機関と連携を強化し、募集定員を１０００名とし、医療費適正化と健診の受診率アップによる調整交付金（努力者支援分）の増加を図ります。

（７）は飛ばしまして、（８）重複・頻回受診者に対する適正受診の指導でございますが、

１か月に４か所以上の異なる医療機関若しくは同じ診療科を２か所以上受診している「重複受診者」と１か月に同じ医療機関を 15 回以上受診している「頻回受診者」、更に１か月に同作用薬の重複処方が発生した「重複服薬者」、処方薬剤数が１５種類以上の「多剤投与者」に対して戸別訪問を行い、日常生活指導を行ったり、医療機関や調剤薬局で相談をされるよう勧奨し、適正な受診を行なってもらうなど、自主的な健康づくりを支援してまいります。（９）はり・きゅう等施術助成では、一人あたり１回 1,000 円、年間 15 回分の助成を予定しております。

続きまして、１３ページをお願いいたします。（１０）健康づくりに関する意識啓発では、国保ねんきん課では、国保だよりを定期的（年４回）に作成し、国民健康保険制度や医療費の状況、適正受診の啓発、国保財政状況等を掲載し市報折込により全戸配布いたします。健康推進課でも、生活習慣病予防通信「すら～っと」を年１回、市報折込により全戸配布いたします。（１１）第三者行為の把握と適正な求償事務では、国保連合会の第三者行為等診療報酬明細書一覧表により毎月、交通事故等第三者行為にかかる治療を受けた被保険者を把握し、未届けの該当者へ届出勧奨通知を送付することにより、求償事務の適正な実施につなげ、医療費の適正化を図ってまいります。

次に、１４ページをお願いします。「５．広報活動」ですが、「国保だより、広報やつしろ、ＦＭやつしろ、」を主な広報媒体として周知啓発を行う予定としております。

最後に、１５ページをお願いします。「６．職員の研修」でございますが、職員の資質

向上のために研修を積極的に行ってまいります。具体的には、（１）都市国保協議会により九州管内や県内の他市との意見交換、研修を行う予定でございます。また、（２）庁内研修については、市民課、納税課、支所担当課等、国保業務に携わる課が多岐に渡りますので、職員の知識の習得、情報共有、協力連携のために検証を行います。また、（３）県や国保連合会等の主催する専門的な研修会にも積極的に参加を予定としております。
以上で令和５年度国民健康保険事業運営計画（案）について説明を終わります。

〇議長：会長

はい。ありがとうございました。

ただいまの説明に対してご質問はありませんか。はい、お願いいたします。

〇委員

よろしくお願いいたします。２点ほど、八代のひとり親貧困家庭は五十数パーセントあると言われとります。この方々に対する健康保険の取り扱いについて１点お知らせいただきたい。２点目ですね、９ページの健康づくり応援ポイント事業なんですが、前回お話ししたと思うんですけども、やっぱり健康を維持するということが一番重要なことで、医療も介護も含めて、なるだけ健康で医療や介護にならないようにする。そのために健診とかですね、そういう形で続けられたり、受診されたら、ポイントがくるということで進められとりますけども。もう一つ一歩進んで、民間事業者がやってらっしゃるストレッチであったり、スポーツジムであったり、そういったところで高齢者も含めて若い方も健康づくりの為に汗を流していらっしゃいます。こういうこともひとつこの健康増進ということにおいては、大変影響が大きいんではないかと。また、これについてはほとんど、自費でされているわけですから、そういう特別な国保からお金出すことではございません。ですからそういった方々も含めてもう少し広げてですね、健康づくりということを日常生活の健康づくりを含めた観点でポイントを付与したりとかですね。そういった形でしていくと、やはり自分たちがやってることが、ポイント化されていく。それと、ポイントの見え具合というのが大事と、やはり我々商売してますと思います。というのも１週間前、本町アーケードウォークラリーというのがされてるのがわかりました。その時に１日１万歩くとかですね、１か月でも何万歩とかずっと順位が出てくるわけですね。そうすると結構順位というのは健康のためだけじゃなく、次どこまで出るよとかですね、ひとつの遊びていうわけではございませんけども。自己を高める雰囲気づくり。そういうものがありますので、是非これがポイントにおいても、今紙でですね、こうやって、印鑑を押すとかあるんですが。こちらの健康保険課の方で考えられていると思いますけども。デジタル化を早くしてですね、そういったポイントに使われて、見える化をしてそれが広く八代市で流通できるような展開を、お考えいただけないかなということが２点目でございます。以上です。

〇議長：会長

はい。ありがとうございました。事務局おねがいいたします。１点目から。

〇国保ねんきん課長

お尋ねの１点目でございますが、貧困家庭に対する健康保険の取り扱いということでございますが、まず、国保についてはですね、貧困家庭というくくりでの取り扱いは特にはおこなっておりません。ただ世帯ごとに計算してですね、所得が少ない世帯に対しては、いくつかの対応をさせていただいております。まず一般的なものとしましては、低所得者に低所得者世帯に対する保険税の負担軽減というのがありまして、保険税は所得割、均等割、平等割と賦課がされますが、所得割はある程度の所得がある方になりますので、貧困家庭であれば、所得割というのはないと思われます。均等割、平等割というのは一律にかかる部分でございまして、例えば、基礎課税分でありましたら、均等割が一人当たり２万９千６百円、平等割が一世帯当たり２万２千円かかる。所得が一定額以下の世帯、例えば、式が難しいんですが、４３万円プラス１０万円かける給与・年金所得者の数引く１とちょっとわかりにくいんですが、例えば、５３万以下で給与・年金所得者がいらっしゃらないところはですね、均等割・平等割が７割軽減されるという計算の仕組みになっておりまして、３割分しか払わなくてもいいということになります。一番世帯として少ない、年間１万６千円ぐらいのを１２で割るというような感じになります。他に市の減免の規定としましては、自然災害とか火災に見舞われたご世帯については、基準にそって減免をするという対応をとっております。家庭のご事情とかですね、貧困の為に１８歳以下の児童施設に入られるご世帯がありましたら、その方の分は減免をしているという対応をしております。

最後に、これは国の制度でもあるんですが、倒産とか解雇などで会社を辞めて国保に入られた場合はですね、前年所得で計算する場合、前年の所得を３０パーセント分として計算をいたします。３割分としてですね。７割はもう計算の中に入れませんという計算の仕方を出しますのでかなり安くはなるかと思います。以上が対応している状況でございます。

〇委員

今、所得のところだったんですが、八代市でひとり親や貧困が可処分所得で１６０万と言われてますけども。今の最低所得が５０万でいうような、その計算でいくと、１６０万のひとり親で二人の子供を抱えてるというような場合がある。あとでいいです。これは。ちょっと我々もそういった取り組みを少しはじめようかということで我々も貧困家庭の中で、商工会議所の役割としては、賃金を上げてというような方向でいくという運動をしなければならないんですが。そういったなかで、一緒にですね行政も含めて、なるだけこう貧困家庭が多いと思われる八代でございますんで、とにかく解消したいと思ってる。２点

目についてよろしいですか。

〇健康推進課長

健康推進課でございます。健康づくり応援ポイント事業について、貴重なご意見いただきましてありがとうございます。健康づくり応援ポイントは市民の皆様の健康づくりに取り組む機会を目的として行っている事業です。ご意見いただきました、民間事業者等の取り組みについてのポイントの付与でございますが、個人の登録以外にも現在、企業や事業者、団体等の登録も進めているところです。今年度は１８の事業者の方が登録いただきまして、各事業者や団体の方でこちらのポイントの事業の方も取り組んでいただいております。今後１８業者以外のいろんなスポーツに取り組まれている団体や運動等されているところのそういった事業者様についても広く、進めていきたいと考えております。広くお声がけをしながら、登録事業者を増やして、こういったポイント事業の取り組みに参加をいただきたいと考えているところです。あと、ポイントの付与につきましては、現在、健診や健康づくり等での付与をしておりますが、例えば、いろんな歩数計のアプリとかもございますので、例えば、何千歩以上超えますと、ポイントを付与するとか、そういった付与の仕方については、今、課の方で検討させていただいております。皆様方が付与しやすいような健康づくりにつながるようなポイント事業の方も検討してまいりたいと思っております。デジタル化につきましては、現在いろんな業者等のアプリ等も確認しながら、デジタル化の検討を進めているところです。こちらについては、少しお時間をいただくことになりますが、将来的にはデジタル化に向けた取り組みというのも考えていきたいと考えております。以上です。

〇議長：会長

よろしゅうございますか。いいですね。他にございませんか。はい、お願いいたします。

〇委員

７ページのところに特定健診の情報提供というのがあるようですが、今回から熊本県の広域化に参加していくということになりましたが、これに関連しまして、１２ページの方で、一つ人間ドックの助成事業で前、ここで実績が約５００人ぐらいありましたということですが、その下に情報提供者への報奨金というのがあります。これが実績として４０人ということでありますが。人間ドックの中にだいたい特定健診の項目が含まれてるじゃないかと思うんですが、このあたりをもうちょっと、受けらる方の中からですね、取り組みを強化して業務提供をお願いすると。まだ、予算的にも余裕がありそうですので、この辺の取り組みはどうかなと思って、この辺いかがでしょうか。

〇議長：会長

事務局、よろしゅうございますか。

〇国保ねんきん課医療給付係長

医療給付係の山田と申します。今お尋ねがありました、人間ドック・脳ドックの助成と人間ドックの情報提供の補助金のところなんですが、これらはですね、各医療機関では、人間ドック・脳ドックの助成の方で受けられた医療機関の方から特定健診の内容の情報もすべて八代市の方にいただくということで、協定を結んでおりまして、特定検診の受診率の中にも取り込んでおります。同じように、人間ドックの情報提供報奨金の方もですね、これは主に八代市以外の日赤病院とかですね、市外の病院で人間ドックを受けられた方からの情報も同じようにですね、提供いただくというところで住み分けをしており、これも特定健診の情報を得るための施策ということで考えてます。

〇委員

これはもう、現時点で、今年度からそういった流れになっている。

〇国保ねんきん課医療給付係長

最初の時点から、情報を得るという目的もありまして、取り組んでおります。

〇議長：会長

よろしゅうございますか。ありがとうございます。他にお気づきの点がございましたら、お願いいたしますが。よろしゅうございますか。後でまたお気づきの点がございましたらどうぞ、遠慮なく申し上げていただいて結構でございます。

続きまして、「令和５年度八代市国民健康保険特別会計（案）について」となっております。事務局より説明をお願いします。

〇国保ねんきん課長

国保ねんきん課の西田でございます。引き続きご説明させていただきます。

それでは、「令和５年度八代市国民健康保険特別会計予算（案）」についてご説明いたします。資料２「令和５年度 八代市国民健康保険特別会計予算（案）」をお願いいたします。予算額は前年度予算との比較になっており、「表の左欄が歳入、右欄が歳出でございます。金額の単位は千円で表示しております。なお、この予算案は３月の市議会定例会に上程し、審議される予定となっております。

令和５年度の予算総額は、歳入・歳出それぞれ合計欄に記載しておりますが、歳入歳出同額の１６８億８９９万２千円を計上予定としております。令和４年度当初予算と比較しまして、３億６３４７万５千円の減額となっております。予算総額が減少した主な理由といたしましては、歳出において被保険者の減少などに伴い、「保険給付費」が減額になったことと、歳入では医療給付費に係る県の交付金が減額となったことによるものでございます。

まず、右側の欄【歳出】をご説明いたします。「Ｒ５年度当初」の列をご覧下さい。１「総務費」に、１億７９０９万７千円を計上しております。主なものは、被保険者証送付

等の事務経費や職員給与経費等でございます。次に、２「保険給付費」に、１１８億４７６１万５千円を計上しております。保険給付費の主な内訳としましては、被保険者が医療機関等を受診された際、窓口で支払う患者負担分を除いた保険給付費を含む「療養諸費」のほか、その患者負担分が所得に応じて設定された負担限度額を超えた場合に支給（還付）する「高額療養費」でございます。前年度と比べて５億４２６７万４千円の減でございます。減額となった主な要因としまして、先ほど申しました被保険者数の減少によるものの他に、令和４年度予算の算定をする際、ちょうど１年ほど前になりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控えの反動により少しずつ医療費が増加しておりましたことから、令和４年度も引き続きそのような状況が継続すると見込んで、多めに予算を組んでおりました。しかし、実際には想定よりも医療費の増加が抑えられ、その実績を加味し令和５年度予算を算定しましたことから減額となったものであります。なお、出産育児一時金は一子あたり４２万円から５０万円へ増額される予定で計上しております。

次に、３「国民健康保険事業費納付金」に４５億９８４７万４千円を計上しております。これは、県が県全体の医療費を推計し、必要な額を各市町村へ割り当てるものでございます。前年度と比べて１億９８５５万７千円の増でございます。増額となった主な要因としましては、被保険者数が減少する一方で、高齢化の進展や医療費の高度化等の影響により県全体の一人当たりの医療費が増加したこと、及び団塊の世代が後期高齢者医療に移行することにより、後期高齢者に係る医療費の増加に伴い、現役世代からの支援金である高齢者支援金が増加したことによるものでございます。

なお、県全体の医療費が増加することに対して、本市の２の「医療給付費」が減少しているのは、本市の予算は一人当たりの費用に被保険者数の見込みを掛けた金額を予算として計上しているのに対し、県が算定する３「事業費納付金」は、次年度に見込まれる県全体の医療費から公費を除いた分を各市町村の被保険者数、医療費水準、所得水準により案分して算定されるため、算定方法が異なり、必ずしも前年度との増減の傾向が一致するものではないということでございます。

次の４「共同事業拠出金」８０万８千円は、国保連合会が行う広報事業にかかる経費に対する県内市町村の拠出金が主なものでございます。

次に、５「保健事業費」に、１億５７８７万７千円を計上しております。内訳は「疾病予防費」及び「特定健康診査等事業費」でございます。（１）「疾病予防費」は、はり・きゅう・マッサージや人間ドック・脳ドックに対する助成事業のほか、ジェネリック医薬品の普及促進のための希望シールの配布や差額通知などでございます。また、（２）「特定健康診査等事業費」は、特定健診や特定保健指導にかかる委託などに要する経費でございまして、今後更なる周知啓発を強化し、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上を目指してまいります。

次に６「基金積立金」４３万４千円は、令和４年度に積み立てる「国民健康保険財政調整基金」３億５千万円の利子相当分で、歳入で受けて、同額を歳出で同「基金」へ積み立ることとなっております。なお、基金自体の予算案は３月補正予算案として、３月の市議会定例会に上程し、審議される予定となっております。

次に、７「諸支出金」の１４６８万７千円は、国保の資格喪失に伴います保険税の還付金が主なものでございます。

最後に８「予備費」に１０００万円を計上しております。以上が歳出でございます。

続きまして、左側の欄【歳入】についてご説明いたします。「R５年度当初」の列をご覧下さい。

まず１「国民健康保険税」に、３１億８７９８万５千円を計上しております。これは、国民健康保険の被保険者約３万人分の保険税でございます。令和４年度当初予算と比較しますと、１億７２２３万７千円の増となっております。増額となった主な要因は、歳出の３「国民健康保険事業費納付金」が増額になったことによるものでございます。この納付金は国保の都道府県単位化により、県への納付金の納付を賄う財源となるもので、必要となる税収を見込んだものでございます。

なお、国民健康保険税の税収は被保険者数の減少に伴い、年々減少傾向でございますが、特別会計の性格上、歳出歳入は同額とする必要があり、国民健康保険税額で調整を行っております。保険税の予算は余裕を持たせて実際の税収よりやや少なめに計上しております関係で、前年度予算との比較上は、矛盾する場合がございます。

次の２「使用料及び手数料」は、滞納者に対する督促手数料３００万円でございます。

次に、３「国庫支出金」４７万円は、増額される出産育児一時金の臨時補助金として一人当たり５千円が交付されるもので、９４人分を予定しております。

次に、４「県支出金」に、１２１億４４４１万３千円を予定いたしております。前年度と比べて５億１５８０万４千円の減となっております。その主な内訳は普通交付金でございます。これは、歳出にある「国民健康保険事業費納付金」を県に納付する一方で、保険給付費にかかる全額を県が普通交付金により交付するものでございます。よって、「県支出金」が減額となった主な理由は、歳出の２「保険給付費」の減によるものでございます。

次に５「繰入金」に１４億５１４６万７千円を予定いたしております。これは、一般会計からの繰入金でございまして、その主な内訳は、（１）職員給与費等繰入金、低所得者に対する保険税の軽減分を補填する（３）「保険基盤安定繰入金」、などでございます。

次に、６「財産収入」に４３万４千円を予定しております。これは、令和４年度に「財政調整基金」の積立を予定しており、その利子相当分でございます。

また、７「諸収入」に、２１２２万２千円を予定しております。その主なものは、保険

税滞納分にかかる延滞金や交通事故等にかかる第三者納付金でございます。

最後に、８「繰越金」に１千円を計上しております。

以上で、「令和５年度八代市国民健康保険特別会計予算（案）」の説明を終わります。

〇議長：会長

はい。ありがとうございました。

いかがでございますか。はい、お願いいたします。

〇委員

支出のですね、医療の数値が来年度減らしてありますけれども。ご存じのように、今年度の５月にですね、新型コロナウイルス感染症が２類から５類に格下げになる予定になっています。今まで、新型コロナ感染症の医療費・入院費が全て無料で国がやっていたんですけども。５類感染症になっても国が負担するとは限らない。そしたら、新型コロナ感染症に関する医療費が増える可能性が考えられるので、この数値が続くと単純に減らすということはできないんじゃないかと。もちろん今、コロナ感染症医療費の負担は国がすると言っていますけれども、それがいつまで続くかわからない状況ですので、こんなに減らして大丈夫かなと思いまして。

〇議長：会長

事務局、よろしゅうございますか。

〇国保ねんきん課医療給付係長

ご質問は、保険給付費が減額となって、これだけ減らしても、コロナが５類になった時に保険者の負担が増えても大丈夫かなというご質問かなと。

〇委員

個人の負担。

〇国保ねんきん課医療給付係長

個人負担。はい。今は無料なので、かかればすぐに行かれると思うんですけども、自己負担が出ると、ちょっと遠慮しようかなとかですね、控える傾向も出てくるのかなと思います。この保険給付費は、３割負担の方が行かれたら７割分を市が支払うものなんで、受診の頻度が減れば、保険の払うお金が減ってくる。ということにはなるんですが。あと、もう一点先程、課長の方から説明がありましたように、去年の予算に比べて結構減ってるんですけども。令和４年度ですね、令和４年度は少し医療費がコロナの受診控えの反動でものすごく増えるかなというところで、多めに組んでたというところもありまして、実際には、想定よりも医療費がかなり抑えられているのが現状でですね。今度の令和５年度の予算に関しては、少し抑えたとこでの予算を組んでますので、その関係があって、ちょっと、去年が令和４年度が多く見込んでしまってたというのがあって、この大きな増減ができてしまってたところもあるんですが。令和５年度予算に関しても、仮に少し受診が増え

たとしても対応できるほどの予算ではあるかなと考えております。

〇委員

コロナ感染症に関する医療費は今は全部国が払ってるんですけど。それでも予算を組んだ方がいいんじゃないですかね。

〇国保ねんきん課長補佐

すいません。私の方で答えさせてもらっていいですか。予算を組む以上はですね、一応療養給付費は前年と３か年度、原則で積み上げてます。委員が言うように、急なコロナの増加、それからインフルエンザの増加、そういうのは、今回は基金を積み上げてますんで、そういうので、対応していきたいというのを考えております。

基金を積み上げた理由の第一点が皆さんの方からもありましたように、急な財政支出、ようするに、医療費が不足する時などに対応するためというのもありますので、そういうので対応していくという考えで、今年は予算組んでおりますんで、委員が心配されるようなことがあれば、その基金を運用して対応していこうと考えております。よろしいでしょうか。

〇委員

はい。

〇議長：会長

はい。ありがとうございます。他にございませんか。はい、お願いいたします。

〇委員

歳出の方の２の保険給付の（５）出産育児諸費ですが、令和４年度、出産一時金とかは、４２万から令和５年度は５０万に増えたていうことだったですが、予算はあんまり金額的に変わっていないんですけど、どうなんでしょうか。

〇議長：会長

はい、どうぞ。

〇国保ねんきん課医療給付係長

今、お尋ねありました、出産育児一時金の件で、今出産されると４２万円の出産育児一時金が出るのが８万円増額されて５０万円になります。出産の件数自体は年々減少傾向にありまして、特に今年度は少し、少なかったというのもあるんですが、実際年に１００件前後ぐらい、国民健康保険の方での出産育児一時金の申請があっている状況でございます。なので、仮に８万円×１００件であれば、年間の８００万ぐらい通常増加するところなんですが、出産件数も減少傾向にあるというところもありまして、予算的には４万程度の減となってますけども、出産件数が減るという要因もありまして、このぐらいの増減に今なっているというところになってます。

〇議長：会長

いかがですか。よろしゅうございますか。はい。他にございませんかね。

続きまして、「令和５年度国民健康保険制度改正について」事務局より説明をお願いします。

〇国保ねんきん課保険税係長

国保ねんきん課保険税係の上野です。よろしくお願いいたします。私の方から、令和５年度の国民健康保険税の制度改正について、２点ほどご説明をいたします。

資料３をお願いいたします。資料３ですけども、まず１つ目が、国民健康保険税の課税年度額の見直しでございます。概要のところが、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を現行の２０万円から２２万円に引き上げるということでございます。一番下に令和２年度以降の推移ということで、見やすい大きさで表を作っておりますが、先程、西田課長からの国保税の計算の中身について説明がありましたけども、国民健康保険税が基礎課税分、後期高齢者医療支援金分、介護納付金分とこの３つの部分をそれぞれ計算してそれを合算したものが世帯の国保税の金額となります。それぞれに限度額が設定してありまして、この令和４年度、今年度は基礎課税分が６５万円、後期高齢者医療支援金分が２０万円、介護納付金分が１７万円というふうにそれぞれ設定してありまして、今は、最高限度額は１０２万円がその世帯の最高額になっています。こちらが、今度令和５年度になりましたら、真ん中の後期高齢者医療支援金分のところが、２万円増えまして、２２万円になるということで、世帯の最高限度額は１０４万円になるという予定でございます。こちらにつきまして、何故この限度額を引き上げるかという目的なんですけれども、こちらは、今までですね、コロナ過の受診控えなどでですね、落ち込んでいました、医療費が今後上昇傾向に転じまして、これから、高齢化、医療の高度化等にともなう医療費が増えることが見込まれておりますけれども、この医療費が増えるのに対してですね、国保税の引き上げだけで、必要な収入を賄おうとすればですね、今の高所得の方々は税率を引き上げても、限度額があるので負担が増えないと、逆に限度額まで届かない中間所得層の方々は、税率を引き上げると、税が上がってしまうということで、高所得層の負担は変わらず、中間所得層を中心に負担を求める構造になってしまう。ですので、限度額の引き上げというのは、高所得層にも大分の負担を求めることで、負担が重い中間所得層の負担上昇をできる限り緩和するという狙いがあります。これが、１点目の現年の課税限度額の見直しということになります。続いて、裏面になります。

２つ目が、国民健康保険税の軽減判定所得の見直しでございます。こちら概要が経済動向等を踏まえ、国民健康保険税の軽減措置に不利益が生じないようにする必要があるため軽減判定基準の見直しを行うということで。こちらも先程、国保税の計算方法で軽減のお話しがありましたけども、国保税は所得に応じまして、７割、５割、２割軽減というのが、法定

で軽減制度があります。こちら今、計算式がここに書いてありますけれども。例えばですね、お一人世帯だった場合、一人だけの世帯だった場合ですね、今は、７割軽減というのは、４３万以下。４３万以下の所得であれば、一人世帯の場合、７割軽減がかかります。２段目の５割軽減は、もし、お一人世帯であると４３万円プラス２８万５千円ということで。７１万５千円以下であれば、５割が軽減される。その下の２割軽減になりますと、４３万円プラス５２万円てことで、９５万円以下であれば、２割軽減がかかる。という風に、改正前はなっていると。こちらが、改正後になりますと、５割軽減の方は２８万５千円足すところが、２９万円になりますので、５千円増えますので、７２万円以下であれば、５割軽減にかかる。２割軽減の基準額の方も、１万５千円幅が広がりますので、９６万５千円以下であれば、２割軽減がかかる。という風に変更がされる予定です。こちらにつきましても、軽減判定所得の引き上げというのはですね、５割軽減と２割軽減の判定基準額というのは物価上昇、所得水準の全体的な上昇の影響でですね、今まで軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないように、こういう経済動向等を踏まえて見直す慣例となっております。この見直しの幅というのは政府・国の方が、消費者物価などを総合的に勘案して決めているものでございます。一応こちら軽減判定所得の引き上げについては３年ぶりの引き上げということで、来年度予定されております。一応簡単ではございますが、説明終わります。

〇議長：会長

はい。ありがとうございました。

ただいまの説明に対してご質問はありませんか。ございましたら、どうぞ、お願いいたします。国民健康保険の改正についてでございましたけど。よろしゅうございますか。

続きまして、「国民健康保険特別会計の収支見通しについて」となっております。事務局より説明をお願いします。

〇国保ねんきん課長

国保ねんきん課の西田でございます。引き続き説明をさせていただきます。それでは、「国民健康保険特別会計の収支見通し」についてご説明いたします。

資料４をお願いいたします。タイトルは「本市国保特会の収支見通し」となっております。A3 の縦の表ですが、表の横方向に各年度、表の縦方向に歳入歳出ごとの主な項目があり、下の方に実質収支と実質単年度収支があり、１行開けて一番下に基金残高を記載しております。

なお、平成２９年度から令和３年度までは実績額、令和４年度は実績見込み額、令和５年度は当初予算額、令和６年度から１０年度までは推計値でございます。金額は千円単位でございます。

まず、令和４年度の縦の欄をお願いします。見込としまして、令和４年度の表の下から2段目の「実質収支」は６億４６４６万１千円の黒字を見込んでおります。令和４年度は

基金へ積立を行うため、基金積立額３億５千万円も差し引いております。その下の「実質単年度収支」は、単純に歳入総額から歳出総額及び繰越金を引いた額で、３億６１１万８千円を見込んでおります。

次に、令和５年度縦の欄をお願いします。ここには令和５年度の予算額を記載しております。なお、資料２の予算額と歳出総額と歳入予算総額が若干異なります。歳出総額は４３万円ほど減っており、歳入は資料２の表にはない、繰越金を加算しておりますので、資料２の歳入総額より６億４千万円ほど多くなっております。予算案と収支見通しでは記載項目が異なる部分があり、また、予算案は決定まで金額が若干動いていく部分がありますので、ご了承をお願いいたします。歳入歳出同額で、実質収支は令和４年度と同額の６億４６４６万１千円、実質単年度収支は０円のでございます。基金残高が４３万円増えているのは、基金利子の分でございます。

次に表の下から２行目の実質収支の部分をご覧ください。令和６年度以降については、実質収支が徐々に減少していき、令和９年度には０円、令和１０年度には６６８９万円の赤字を計上すると見込んでおります。また、実質単年度収支は、令和６年度にマイナス９３１２万８千円となり、以後、毎年度マイナス収支となると見込んでおります。なお、実質収支額が翌年度へ繰り越されるので、令和９年度は繰越金（歳入枠の一番したにありますが）、１億７５０１万１千円があっても、なお赤字決算になるため、その上にあります「基金取り崩し」を９４４５万４千円行うことで、実質収支を０円としております。令和１０年度は繰越金はなく、基金の残高２億５７５８万円を取り崩しても、なお実質収支は６６８９万円の赤字となると見込んでおります。実質収支が今後減少していき、赤字になる主な要因でございますが、歳出の「保険給付費」の医療に当たる部分は、歳入の「県支出金（交付金）」で全額県が交付するもので、この仕組みにより、歳出の保険給付費が増加しても、歳入の県支出金（交付金）で賄ってくれますので、収支には影響がない部分でございます。

また、歳入の「保険税」を見ていただきますと、令和元年度以降は、減少傾向にあり、令和６年度から令和１０年度までの推計値も被保険者の減少に伴い、毎年、前年度の９７．４～９７．７％程度減少していくと見込んでおります。

一方、歳出の「国保事業費納付金」は、県が県全体の医療費に必要な額を市町村に割り当てる額ですが、令和５年度の事業費納付金は前年度より約２億円（前年度の１０４．５％）増加しており、令和６年度から令和１０年度までの推計値もほぼ横ばい（前年度の９９．２６％程度）で推移すると見込んでおります。

まとめますと、今後は、歳入の「保険税」の減少傾向と、歳出の「国保事業費納付金」の横ばいの傾向が続くことにより、実質収支は年々減少して行き、令和１０年度には赤字を計上すると見込んでおります。

このように本市国民健康保険の特別会計の収支見通しは依然厳しい状況が続きますので、国保の保険税率については、いずれ見直しが必要になると考えております。

ちなみに、現在、県の方では、令和１２年度に、県内の保険料水準の統一（すなわち実際の保険料（税）率の統一）を目指し、検討がなされているところでございます。

以上で、本市の国民健康保険の特別会計の収支見通しの説明を終わらせていただきます。

〇議長：会長

はい。ありがとうございました。

ただいまの説明に対してご質問はありませんか。はい。お願いいたします。

〇委員

いくつかあるんですが。最初は予算と絡みがあるんですが、４年度の最初の予算がですね、保険給付費が１２億３千９百万となっていて、実際の見込みが１１億３千百万で先程おっしゃったようにそんなに増えてなかった。ということだとおっしゃったんですが、先程の説明では、予算では前年３か年分を勘案してということだったんですが、前年３か年は全部１１億、１１億、１１億だったんですけど、４年分に関しては、反動がおきて、１２億になったという考えでよろしいですか。

〇議長：会長

事務局。

〇国保ねんきん課医療給付係長

先程、説明がありました、過去３か年平均というところが基本的にあるんですけども。令和４年度の予算の段階で、令和２年度の実績が過去３か年に入ってくるんですが、ちょうど令和２年度はコロナが始まった頃でですね、すごく医療費が落ち込んできたところで、令和元年度と令和２年度見ていただくと、令和２年度からコロナの医療費の保険給付費が落ち込んでると思うんですが、令和２年度に急に落ち込んだものですから、今後また元に戻ってくるだろうというところで、本来ならば、令和２年度の給付費も見込んで過去３か年ということになるんですが、令和２年度給付費が急激に落ち込んだのでそこを加味しないところで、平成２９・平成３０・令和元年と以前の３か年平均を加味したところで、予算を組んだというところがありまして、過去３か年の平均と違うような形になってきています。

〇委員

はい。ありがとうございます。

それと、保険税のところの実績が、平成２９年度がだいたい３２億になって、令和１０年度の見込みが２８億ぐらい、５億円弱減るという数字になるんですけど。これは７５歳以上後期高齢者の方の増加による収入減とみてらっしゃると思うんですけど、それと同時に

療養給付費も２９年度が１００億円から１０年度が８０億円と下がってるのも、そういうお考えだったと判断してよろしいでしょうか。

〇議長：会長

はい。事務局。

〇国保ねんきん課保険税係長

保険税の収入見込みにつきましても、療養給付費の見込みにつきましても、やはり被保険者数の減というのを考慮しまして、減るところで見込みをたてております。

〇委員

それと合わせまして、例えば、令和１０年度とかに、八代市の全人口に占める７５歳以上の割合とかは、だいたいどれくらいになると予測をしてらっしゃるんでしょうか。

〇議長：会長

どうですか、予測つきますか。

〇国保ねんきん課後期高齢者医療係長

後期高齢者医療の北田と申します。全人口では見込んでないんですが、７５歳以上の被保険者数が今現在２万３千人くらいなんですが、１０年度には２万６千５百人ぐらい、３千人ぐらい増えるというところで、大幅に伸びると考えているところでございます。

〇議長：会長

よろしゅうございますか。他にございませんか。

はい。お願いいたします。

〇委員

令和４年度の当初予算ですが、当初予算よりも、見込み額として歳入の方が、１億３千万の減、歳出の方は、療養給付費ですか、この辺が大幅な減額になって、７億６千万ということは、４年度の予算案でいくと、実質単年度収支は、これはマイナスだったという考えでいいわけですかね。そういう理解で、いいんでしょうか。それでその３億プラスがでたので、基金を積んだと考えていいんでしょうか。

〇議長：会長

はい、事務局。いかがですか。はい。お願いします。

〇国保ねんきん課保険税係長

令和４年度はですね、この収支見通しの一番下にある実質単年度収支、３億６百１１万８千円プラスが出ると見込んでおりまして、本来であれば、繰越金は９億５千万ほど繰り越しになる予定なんですけども、そこの内から、下の基金に３億５千万を移すものですから実質６億４千６百万ほど繰越しになる。

〇委員

当初の予算では、単年度収支はマイナスになるということで、考えてらっしゃったってことでいいんでしょうか。たまたま、保険給付費の方が、実際当初予算では１２３億ですか、これが、見込み額でいうと１１３億になるので、１０億以上保険給付費が少なくなる。それで、単年度収支としては、黒になったという風に考えていいんでしょうか。

〇国保ねんきん課保険税係長

当初予算を組む段階ではですね、やはり歳入と歳出、同額に合わせて予算を組むという関係もあるんですけれども、一応見込みではですね、この保険給付費の方は、１２３億ていう当初予算を組んでおりましたけれども。ここまではかからないだろうというのは、見込みでは考えてましたので、実際保険給付費がかからなかったことによって、あとは他の歳出の予算の執行率が１００％ではなく九十何％だったので、歳出の部分が減ったので、プラスが出たという風に考えてます。

〇委員

わかりました。

〇議長：会長

よろしゅうございますか。

〇国保ねんきん課保険税係長

すいません、補足で。保険税の見込みの方はですね、歳入の保険税の見込みも厳しめにといいますか、少なめに予算は計上してありますので、この保険税の収入の方も予算よりは多く決算の時には入ってきてましたので、その差によって収支がプラスに出たのかというふうに考えております。

〇議長：会長

よろしゅうございますか。他にございませんか。はい。どうぞ。

〇委員

保険収入の減というのは、八代の人口減はこの間の熊日にも載ってたんですが１日４人、年間１２００人が減少し続けていく、ということでいくと、全員が国民健康保険ではありませんが、その減少を含めて、世帯数を含めた減少率ということで、この９６％というような数字で考えていらっしゃいますか。

〇議長：会長

はい。事務局。

〇国保ねんきん課保険税係長

被保険者のですね、減少を見込んで、税収の方も見込んでおります。

〇議長：会長

ということでございます。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、時間もだいぶん押しておりますので、次に入らせていただきたいと思います。

続きまして、「新型コロナウイルス感染症への対応状況について」となっております。事務局は説明をお願いいたします。

○国保ねんきん課保険税係長

新型コロナウイルス感染症の対応状況について、資料５を用いまして、ご説明いたします。まず、一つ目が国保税の減免でございます。国保税の減免につきまして、（１）対象となる世帯でございますが、減免事由①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯。こういう世帯に関しては、１０分の１０ということで、１０割が減免となります。減免事由の②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の１～３の全てに該当する世帯てことで、主たる生計維持者の事業収入が前年にくらべて、１０分の３以上減少する見込みであること。２番目が主たる生計維持者の前年の所得の合計が１０００万円以下であること。３番目が主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる所得以外の前年の所得の合計額が４００万円以下であること。といったこのような条件をクリアされますと、その前年の所得に応じてですね、１０分の１０から１０分の２。１０割から２割が減免になるということになります。（２）対象となる保険税は令和４年度の保険税ということで、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの納期にかかる令和４年度の保険税が対象としてやっております。（３）減免実績でございますけれども、年末時点、令和４年１２月末現在において、死亡又は重篤な傷病の方は実績がありません。事業収入の減少で該当された方は、申請件数は３４件、減免決定件数は２９件、減免決定額が８百１１万１千６百円という実績が出ております。現在令和４年度は実施していましたけれども、今度の令和５年度につきましては、まだ、国県の方から通知等はありませんので、今のところ、令和５年の予定はないところでございます。

○国保ねんきん課医療給付係長

続きまして、２点目の傷病手当金の方の説明をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、国民健康保険においても傷病手当金というものを支給しております。対象となる方は、国民健康保険の被保険者のうち、勤め先から給与の支払いを受けている方で新型コロナウイルス感染症に感染した、又は、発熱等の症状があり、感染が疑われ、療養のため労務に服することができなかった方に対して支給をしております。支給対象となる日としましては、コロナにかかられた後に３日以上休まれて、３日を経過した日から、実際に、仕事等に服することができない期間のうち、もともと就労を予定していた日数を引いた日数が支給対象となってきます。支給額としましては、直近３か月間の給与収入をもとに１日当たりいくらもらってらっしゃったかというのを計算しまして、その１日当たりの単価の３分の２に当たる額を計算しまして、それを支給対象となる日数

にかけて算出と支給をいたします。適応期間につきましては、こちら国の財政支援がありますので、国の財政支援期間の延長に合わせて、随時、支給期間の延長をおこなっておりまして、現在の適応期間としましては、令和２年１月１日から令和５年３月末までの間にコロナに感染されて対象となられた方となっておりますので、その財源は全額国に財政支援を受けることとなっております。また、支給実績につきましては、資料には、令和４年度の支給実績の方を記載しておりますが、令和４年１２月末現在で７８件、約２百５十万を支給しているところでございます。今後も新型コロナウイルス感染症の感染状況に注視し、財政支援期間に合わせて、支援期間、支給期間の延長を行うなど、必要な対応をとっていきたいと思っております。以上で説明を終わります。

〇議長：会長

はい。ありがとうございました。

ただいまの説明に対して何かお尋ねありましたらどうぞ、お願いいたします。

コロナ感染も熊本県は２桁になりましたですね。しかし、私達市民一人ひとり正しくまだまだ恐れていかなくてはならないと思っておるところでございます。よろしゅうございますか、はい。お願いいたします。

〇委員

時間が押してるのに、申し訳ございません。先程収支見通しのところでもう一つだけ質問なんですが、保険税の額は税率は変わらず、この判断でずっと見通してる。という考えですか。

〇議長：会長

はい。事務局。

〇国保ねんきん課保険税係長

はい。おっしゃるとおりですね。税率については、据え置きで考えた場合の見込みになっております。

〇議長：会長

よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。はい、お願いいたします。

〇委員

資料１の１２ページの人間ドック・脳ドック助成事業の実施があっているという説明があったんですけど、この情報ですね、データは発表したり、なにかに出されているのか、毎年便りとかで出されているのかなと思って、気になったのでお尋ねします。

〇議長：会長

事務局、質問内容わかった。

〇国保ねんきん課医療給付係長

今、お尋ねの人間ドック・脳ドック助成のですね、こういう情報を今どこかに出してる

のかというお尋ねだと思うんですけれども。市報と一緒にですね折りこみで年に４回国保だよりというのを発行してるんですが、丁度今度２月号にですね、この２月が来年度の人間ドック・脳ドックの募集の時期になるので、市報折りこみで出させていただいてます。後は、ホームページの方でもですね、今募集をしてますということで掲載をしているところでございます。

〇議長：会長

はい。どうぞ。

〇委員

すいません。募集ではなくてですね、結果のデータは何かに発表されているのかという。

〇国保ねんきん課医療給付係長

人間ドック結果、受診された方の、例えばどういう方が多いとか。

〇委員

何に使われるために、収集されるのかなと思って。

〇国保ねんきん課医療給付係長

こちらですね、提供いただく目的がですね、特定健診の受診項目が入ってますので、特定健診の情報をこちらも把握した上でですね、特定健診の結果を見て、指導が必要だとかいう方がいらっしゃれば、健康推進課の方で特定保健指導等に繋げていっているような状況でございます。

〇議長：会長

よろしゅうございますか。他にございませんか。他になければここで議事を終了したいと思います。皆様のご協力により、会議をスムーズに進行することができました。どうもありがとうございました。それでは、この後は事務局の方でお願いします。

〇国保ねんきん課長補佐

会長ならびに委員の皆様におかれましては、大変貴重な意見ありがとうございました。お疲れ様でした。委員の皆さんからのご意見については、今後また検討して、計画及び、業務に活かせていけるかと思っております。

事務局の方から何か今後の日程等でお知らせがあればお願いいたします。

〇国保ねんきん課保険税係長

次回の協議会の開催日は、令和５年度になりますけども。秋ごろ、10 月・11 月頃を予定しております。開催日程が決まりましたら、お知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

〇国保ねんきん課長補佐

次回は１０月か１１月の予定という形になります。また、日程等が決まりましたら、委

員の皆様にお知らせいたします。

ほか、連絡等ないようですので、本日はこれで閉会とさせていただきます。長い間、ありがとうございました。